



トピックス P2 暖房器具による事故防止について

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

中学生の娘が 携帯サイトから購入したダイエット食品 ～解約できるでしょうか？～

相

談

中学生の娘が携帯電話でポイントをもらえるゲームサイトに個人情報を登録したところ、他のサイトから、当選メールが届いた。娘は「1万円のダイエット食品が1,000円で購入できる。500人に1人しか当選しない。」とのメールの内容を信じて購入申込みをし、商品代等2,000円を代引きで払ったようだ。解約できるでしょうか？(50代 男性)

回

答

未成年者が契約を行う場合には、法定代理人(親など)の同意が必要です。同意を得ないで行った契約は取り消すことができますが、未成年者が小遣いとして渡されている範囲で行った契約や、相手をだまして行った契約などは取り消すことができません。

事例では、契約金額が少額であり、未成年者契約の取り消しができない可能性があります。

相談者には、娘が契約した経緯を事業者に説明し解約交渉するよう助言しました。

未成年者が携帯電話やパソコンを利用して不審なサイトにアクセスし、トラブルに巻き込まれる事例が多発しています。子どもをインターネットによるトラブルから守るため、子どもに携帯電話等を利

用させる場合にはフィルタリング*の措置を講じるとともに、大人がインターネットに関する知識と技術を十分に習得し、その危険性を説明することが大切です。

万一トラブルにあって、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談下さい。

*「出会い系サイト」や「アダルトサイト」など、子どもに見せるのが好ましくないと保護者等が判断したサイトの閲覧を制限できる機能。

当選!



注意喚起！ 子どもを自転車に乗せたときの転倒に注意！

子どもを停車中の自転車の前席に乗せたまま、母親がヘルメットを装着しようとしたところ、自転車ごと転倒した。子どもを自転車の後席に乗せていたが、自転車に乗ろうとした際にスリップして前輪が持ち上がり、持ち直そうと試みたが、徐々に傾いて転倒し、子どもは右側を下にして落ちて右肘を骨折したなど、子どもを乗せようとしたときや、駐輪動作時などの事故が起きています。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 幼児を乗せて自転車を扱う時には、押し歩きや駐輪動作時にも転倒の危険性があることを認識する。また、万一転倒してしまった際に、ヘルメットは子どもの頭部への衝撃を緩和するために有効であるため、必ずヘルメットを着用させてから自転車に乗せましょう。
- 幼児を乗せた自転車は重さが増すため、確実に支えることができるよう、必ず両手で自転車を操作しましょう。
- 子どもの乗車位置によって取り扱う感覚が大きく異なるので、乗せる位置を変更するときは安全な場所で十分練習しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。<http://www.kokusen.go.jp/>



暖房器具による事故防止について

暖房器具による事故は11月から増加する傾向にあります。特に震災後は、節電指向により石油ストーブの需要が高まり、今まで使っていなかった古い暖房器具を持ち出して使用したり、使い慣れていない暖房器具を使用することにより、更なる事故の増加が予想されます。正しく安全に使用し、暖房器具による事故を防止しましょう。

暖房器具の事故

その①

石油ストーブを消火せずにカートリッジタンクに給油したところ、カートリッジタンクのふた（ネジ式）の締め方が不完全だったため、セットしようとした際に漏れた灯油にストーブの火が引火し、部屋の一部を焼いて1人が死亡。

その②

電気ストーブのそばで眠っていたため、布団がヒーター部に近づいて着火し、住宅を全焼して1人が死亡。



事故防止 のために

- ◆ 布団やカーテン、新聞、雑誌など可燃物の近くで使用しないでください。
- ◆ 洗濯物等を器具の上に吊したり、乾かさないうでください。
- ◆ 就寝時は必ず火を消し、外出時は電源プラグをコンセントから抜いてください。
- ◆ 温風のあたるところにスプレー缶やカセットこんろ用ボンベを放置しないでください。
- ◆ 温風暖房機（ファンヒーター）は、温風の吹出口や吸気口をふさがないでください。
- ◆ ガスや石油を燃料とする器具は、必ず換気をしてください。

新川地区連携消費生活相談窓口パワーアップ事業について

入善町・朝日町の消費生活相談事業のより一層の充実を図るため、11月から県消費者協会の専門相談員が、月に2回、両町の窓口で相談に応じます。消費生活に関し困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。

専門相談員配置日時等 平成23年11月8日（火）から平成24年3月16日（金）

相談場所	日 時		お問合せ先
入善町役場 生活安全相談室	毎月第2火曜日 10:00～16:00	11月8日、12月13日、1月10日* 2月14日*、3月13日*	入善町住民環境課 TEL：0765-72-1100 (内 132)
朝日町役場 住民相談室	毎月第3金曜日 10:00～16:00	11月18日、12月16日、1月20日* 2月17日*、3月16日*	朝日町産業課 TEL：0765-83-1100 (内 237)

- ◆ 入善町、朝日町の住民の方は、両方の相談会場を利用することができます。
- ◆ ※印の日の午後は、弁護士も相談に応じます。（13:00～16:00、原則として予約制）



レッツ チャレンジ!

消費者クイズ

近年、巧妙・悪質化する新手の商法が次々と生まれ、誰もがいつ消費者被害に遭うか分からない状況です。トラブルに巻き込まれないために、消費者クイズに挑戦して消費力を鍛えてみませんか？

Q1 契約が成立していないのは、どれでしょうか？

- ①デパートで洋服を購入した。
- ②電器店に電話して電化製品のカタログを送付してくれるよう頼んだ。
- ③アパートを借りるため、口頭で申込んだが契約書はまだ作成していない。

Q2 クーリング・オフできるのは、どれでしょうか？

- ①電話勧誘で業者から購入した健康食品
- ②テレビショッピングで購入したネックレス
- ③訪問してきたディーラーとした自動車購入契約



Q3 特定商取引法で、一定の条件を満たす場合、中途解約出来るサービス契約はどれでしょう。

- ①スポーツ教室
- ②結婚相手紹介サービス
- ③育毛サービス



Q4 貸金業者から120万円借り入れた場合の上限金利は年何パーセントでしょう？

- ①20%
- ②15%
- ③10%



正解は...

Q1 答え② 電器店に電話してカタログを送付してくれるよう頼んだ

契約は、当事者の合意があれば成立し、契約書等の書面による必要はありません。契約するかどうかは自由です（契約自由の原則）が、一旦契約が成立すると、契約の当事者は契約した内容に縛られ、相手方の承諾なくして一方的に解約はできません。②は、カタログの送付を依頼しただけであり、契約は成立していません。

Q2 答え① 電話勧誘で業者から購入した健康食品

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など法律で定められた取引で契約した場合、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。テレビショッピングやネットショッピングは通信販売に該当しますが、通信販売にはクーリング・オフは適用されません。また、③は訪問販売ですが、自動車はクーリング・オフの適用対象外となっています。また、店舗購入についてもクーリング・オフは適用されません。

Q3 答え② 結婚相手紹介サービス

エステティックサービス、外国語教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービスの6業種については、5万円を超え、期間が2カ月（エステは1カ月）を超える期間の契約の場合、法律により中途解約が認められています。

Q4 答え② 15%

平成22年6月に貸金業法が全面施行され、貸金業者から借り入れる場合の、法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%～20%に引き下げられました。金利は引き下げられましたが、普通預金等の金利を考えれば高金利であることに変わりはありません。多重債務に陥らないためにも、お金を借りる時は本当に必要なお金か、返済できるか、利用しすぎないかなど十分に検討してから借り入れることが大切です。

はじめませんか、冬の省エネ。

今年もまた冬がやってきました。厳しい寒さの中、ついつい暖房器具の設定温度を上げたり、つけっぱなしにしたりと、エネルギー消費量が増えてしまいがちですが、ちょっとした工夫によって部屋の暖房効率や体感温度を上げることができます。

光熱費の節約だけでなく、地球にもやさしい省エネライフスタイルを実践してみませんか？

暖房

- 暖房は室温20℃を目安として、不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。カーディガンやひざ掛け、くつ下を活用すれば、体感温度は上がります。

照明

- 省エネ型の照明を使い、人のいない部屋ではこまめに消しましょう。

エンターテインメント

- テレビを見ないときや、パソコンを使わないときは電源をOFFにしましょう。

キッチン

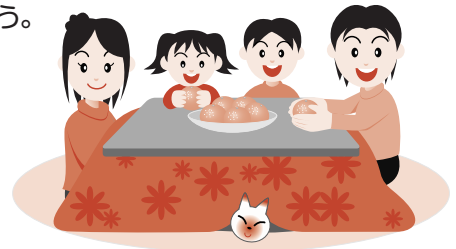
- 冷蔵庫にはものをつめこみすぎないようにし、無駄な開閉を減らしましょう。
- 洗い物をするときは、給湯器の温度設定をできるだけ低くしましょう。

バス&トイレ

- お風呂は追いだきをしないで済むように続けて入りましょう。浴槽にふたをすれば熱が逃げにくくなります。また、シャワーの流しっぱなしにもご注意ください。
- 温水洗浄便座は設定温度をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めましょう。

車

- 運転マナーを守ることは、エコドライブにもつながります。
- 電車やバスなどの公共交通機関の利用を心がけましょう。



私たちの家庭では、電気の約7割はエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビに使われています。電力を多く消費する機器にきちんと対応することが、省エネ効果を高めるポイントです。

また、機器を使っていないのに消費される電力を「待機時消費電力」といいますが、これは家庭で消費する電力の約6%を占めています。この待機時消費電力を減らすため、こまめに主電源を切り、長期間使わない機器はプラグを抜く習慣をつけましょう。

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（富山市役所内）

…………… ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 …………… ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー（エルパセオ内）] …… ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111（内754）

黒部市 市民環境課 …………… ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 …………… ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 …………… ☎0766-67-1760（内732）

南砺市 住民環境課（井波庁舎） …… ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課（大島庁舎） …… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121（内29）

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民環境課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100（内132）

朝日町 産業課 …………… ☎0765-83-1100（内237）

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 …………… ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時